

環境保全基準部会における審議状況

1 設置目的等

京都市環境基本条例第11条の規定に基づく環境保全基準（以下「市保全基準」という。）の策定又は改定及び生活環境の保全等に関する事項について必要な検討を行うため設置しています。

事務局は、環境政策局環境企画部環境保全創造課

2 令和5年度の審議状況

令和5年度の開催なし

3 令和6年度の審議状況及び今後の予定

市保全基準の策定又は改定及び生活環境の保全等に関する事項について、必要に応じて部会を開催します。